

独立役員届出書

1. 基本情報

会社名	東京汽船株式会社			コード	9193
提出日	2025/6/13	異動（予定）日	2025/6/27		
独立役員届出書の提出理由	定時株主総会に社外役員の選任議案が付議されるため。				
☐ 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している（※1）					

2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役／社外監査役	独立役員	役員の属性（※2・3）													異動内容	本人の同意
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	該当なし		
1	山崎 潤一	社外取締役	○											△				有
2	Kees van Biert	社外取締役	○													○		有
3	南川 政恵	社外取締役	○													○	新任	有
4	矢部 延弘	社外取締役	○													○	新任	有
5	柿坪 精二	社外監査役														○		
6	池田 直樹	社外監査役														○		
7	田中 彰	社外監査役														○		

3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明（※4）	選任の理由（※5）
1	山崎潤一氏が代表取締役社長を務める東海汽船株式会社に、当社代表取締役社長の齊藤宏之氏が社外役員として就任し、社外役員の相互就任関係にありましたが、2025年3月に同社の社外取締役を辞任し、現在は社外役員の相互就任関係は解消しております。また、東海汽船株式会社は当社の株式を保有しておりますが、持株比率が3.28%であり、当社の経営に影響を及ぼすものではありません。	山崎潤一氏は旅客船会社の経営者としての専門的な見識および、総務担当取締役としての経験を有していることから、当社の経営陣から独立した外部的視点に基づき経営監督を行っていただくことが期待されております。なお、同氏は東京証券取引所が定める独立役員の要件を全て満たしており、一般株主との利益相反が生じる恐れがないものと判断し、独立役員として指定しております。
2		Kees van Biert氏は経営および財務コンサルタント会社の創業者であり、経営および財務に関する長年の経験を有しております。また、タグボートをはじめとする、欧州のオフショア船舶業界への豊富なコンサルタント業務の経験および知見を有しております。当社では、その経験および知見を活かして、経営陣に対し独立した立場から経営監督を行っていただくことが期待されております。なお、同氏は東京証券取引所が定める独立役員の要件を全て満たしており、一般株主との利益相反が生じる恐れがないものと判断し、独立役員として指定しております。
3		南川政恵氏は、長年にわたりグローバル企業の人事・管理部門において人材の育成に携わる等、人事分野における豊富な経験を有しております。また、人事コンサルタントとして独立以降は、専門的な知見により、企業向けに人事制度構築の支援等を行っております。その経験、知見を踏まえて助言・提言いただくことは、当社の人的資本経営推進に資するものであり、独立した立場から経営監督を行っていただくことが期待されております。なお、同氏は東京証券取引所が定める独立役員の要件を全て満たしており、一般株主との利益相反が生じる恐れがないものと判断し、独立役員として指定しております。
4		矢部延弘氏は、大手商社において、長年にわたり財務・経営企画の分野を中心に業務に従事してまいりました。2016年以降は代表取締役として経営の中枢に携わり、また欧州の会社において経営に携わる等、豊富な経験および専門的な見識を有しております。当社では、その経験および見識を活かして、取締役会における意思決定プロセスの適正性を監督し、また、経営への助言・提言をいただくことが期待されております。なお、同氏は東京証券取引所が定める独立役員の要件を全て満たしており、一般株主との利益相反が生じる恐れがないものと判断し、独立役員として指定しております。

4. 補足説明

※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。

※2 役員の属性についてのチェック項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者

b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）

c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

d. 上場会社の親会社の監査役（社外監査役の場合）

e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者

f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）

j. 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）

k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）

l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

以上のa～lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。

※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。

※4 a～lのいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。

※5 独立役員の選任理由を記載してください。

※6 独立役員を1名以上確保できていない状況が生じた場合又は社外取締役を1名以上確保できていない状況が生じた場合、有価証券上場規程上の企業行動規範に違反する状態が発生することとなりますので、速やかに東証の上場会社担当者までご連絡ください。